地域安全ニュース

「あづみ野」

令和6年11月号(第358 号)

安曇野防犯協会連合会
TEL０２６３-７３-０１１０
安　曇　野　警　察　署
TEL０２６３-７２-０１１０

「児童虐待」から子供を守ろう

児童虐待とは、保護者がその監護する児童（１８歳未満）の心身を傷つけ健やかな成長や発達を損なう身体的虐待、性的虐待、心理的虐待（児童の面前におけるＤＶ行為等）、怠慢または拒否（ネグレクト）を加えることをいいます。

長野県警察では、令和５年中に通報や相談を受けて 1,122 人の児童を児童相談所へ通告しています。(前年比+185 人)

☆　児童虐待の早期通報のお願い　☆

児童虐待からこどもを守るには、早期発見・通報が必要です。
児童虐待かもしれないと感じたら、警察署、交番、駐在所へ迷わず通報してください。

安曇野警察署　☎０２６３－７２－０１１０

こどもの性被害撲滅のために

～　こどもを守るために社会全体でこどもを見守る　～

ＳＮＳ等を利用した多くのこどもが、裸の画像を送信する・させられる等、児童ポルノの被害者となっています。

ネット上に一度流出した写真や動画は、回収・削除が困難であり、こどもの苦しみは一生継続します。お子さんのネットの使い方を御家族で見直しましょう。

☆　被害に遭わないために☆

～ＳＮＳ利用の犯罪被害やトラブルにあう９割のこどもがフィルタリング未設定～

犯罪被害、トラブルを防止するために、「フィルタリングの利用」「家庭でＳＮＳ利用のルール作り」を行いましょう。(フィルタリングの設定は、スマホ購入時に店頭で実施してもらうことができます。)

《ご家庭で作るＳＮＳ使用上のルールの一例》
- ◇　下着姿や裸の写真は撮らない、撮らせない、送らない
- ◇　個人が特定される情報は書き込まない等

「ストーカー被害」や「DV被害」我慢しないで、すぐに相談を！

「ストーカー」や**「ＤＶ」**は、放置するとエスカレートして、殺人など生命に関わる凶悪事件に発展するおそれがあるため、早めの相談が、早い解決につながります。

《ストーカーとは？》

ストーカー行為とは、

追随して歩く、自宅等への押しかけや見張り、行動監視の告知、面会要求、交際・復縁要求、連続電話、乱暴な言動、ＧＰＳ機器の取り付けなど

の規制対象行為を繰り返す行為をいい、処罰の対象となります。

警察では、被害者の申し出により、相手方に対してこれら規制対象行為を止めるよう警告することができます。

《ＤＶは犯罪！》

夫婦間であっても、身体的暴力（殴る、蹴る等）は、暴行傷害に当たり、処罰の対象となります。

被害者の裁判所への申し立てにより、裁判官が加害者に対して被害者等への接近を禁止したり、自宅から退去を命令する**「保護命令制度」**もあります。

女性に対する暴力をなくす運動

（令和６年11月12日から11月25日）

《警察の相談窓口》

警察本部警察相談窓口　「#９１１０」または「０２６－２３３－０１１０」
警察本部性犯罪被害ダイヤルサポート１１０　「０２６－２３４－８１１０」
「０１２０－０３７－５５５」
性犯罪被害相談電話　「#８１０３」（ハートさん）

《警察以外の相談窓口》

長野県女性相談センター　「０２６－２３５－５７１０」
長野県男女共同参画センター“あいとぴあ”
「０２６６－２２－８８２２」
ＤＶ相談ナビ「#８００８」（はれれば）
ＤＶ相談プラス「０１２０－２７９－８８９」

女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク